

静岡消防の概況



静岡市消防イメージキャラクター
「かけつけ消防3部隊 カワセミーズ」

事業概要

静岡市消防局は、平成28年4月1日から静岡地域3市2町（静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）を管轄とし、88万住民の命を預かる消防組織となりました。

また、平成30年3月1日には、旧湾岸消防署を清水区庵原町に移転し、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（通称「ドラゴンハイパー・コマンドユニット」）を配置し、港北消防署と名称を改め運用を開始しました。

複雑多様化する災害に対して、消防体制の更なる充実強化を図り、かつ、地域住民に対しより良い消防サービスを提供するために、総務省消防庁、消防大学校、静岡県消防学校及び各種研修への職員派遣等を幅広く実施し、職員の資質向上に努めています。

ひと目でわかる静岡消防

平成31年4月1日現在

概況				
	構成市町・面積	管轄区域の人口	管轄区域の世帯数	消防予算
静岡市	1411.83 km ²	静岡市 699,946人	静岡市 315,971世帯	
島田市	315.70 km ²	島田市 98,546人	島田市 37,942世帯	
牧之原市	111.69 km ²	牧之原市 45,818人	牧之原市 16,884世帯	
吉田町	20.73 km ²	吉田町 29,636人	吉田町 11,301世帯	
川根本町	496.88 km ²	川根本町 6,789人	川根本町 2,875世帯	
計	2356.83 km ²	計 880,735人	計 384,973世帯	10,642,998 千円

組織・施設				
	本部・署所	消防職員	静岡市消防団員	職員の採用人数
消防本部	2部8課			
消防署	9署	条例定数 1,039人	条例定数 2,950人	23人
出張所	24所 (1分署含む)	職員総数 1,034人	団員総数 2,616人	(うち女性4人)

車両・水利				
	ポンプ車等	特殊車等	救急車	消防水利
主な車両				
ポンプ車	41台	大型放水砲搭載ホース延長車 大量送水ポンプ車 拠点機能形成車		消火栓 14,602基
化学車	10台	特殊災害対応自動車		防火用水槽 2,490基
救助工作車	9台	大型除染システム搭載車		防火用井戸 900基
はしご車	6台	消防ヘリコプター		プール 313箇所
指揮車	14台	情報収集活動ドローン 各1台		

災害の状況				
	火災件数	出火原因	救急件数	救助件数
静岡市	177件	1位 放火 (放火の疑いを含む) 48件	静岡市 34,939件	静岡市 360件
島田市	20件	2位 たばこ 23件	島田市 4,112件	島田市 58件
牧之原市	17件	3位 こんろ 21件	牧之原市 1,894件	牧之原市 31件
吉田町	5件		吉田町 967件	吉田町 14件
川根本町	0件		川根本町 451件	川根本町 9件
計	219件		計 42,363件	行政管轄外 24件
				計 496件

予防・広報				
	防火対象物数	危険物施設数	消防訓練	消防音楽隊
静岡市	24,084件	静岡市 2,118件	静岡市 486件	隊員数 39人
島田市	2,819件	島田市 355件	島田市 92件	出演回数 19回
牧之原市	1,922件	牧之原市 313件	牧之原市 31件	
吉田町	1,146件	吉田町 249件	吉田町 11件	
川根本町	284件	川根本町 62件	川根本町 14件	
計	30,255件 (平成31年3月31日現在)	計 3,097件 (平成31年3月31日現在)	計 634件 (平成30年度実績)	訓練回数 50回 (出演及び訓練回数は、平成30年度実績)

※ 災害の状況については、平成30年中の件数を示す。

静岡消防のあゆみ

M22. 4	静岡市消防組規則及び消防組諸給与規定を公布し、公設静岡市消防組が創設された。
M27. 2	消防組規則（勅令第 15 号）公布
M37. 11	静岡警察署屋上に火の見所を設け、警鐘をもって出火を周知し、静岡市常備消防の起源となった。
T12. 2	辻・江尻・入江・清水・不二身・三保 6ヶ町村の消防組役員が清見潟消防連盟規約を議定した。（清水市）
S 3	現下清水町に清水市消防の前身である清水市消防組常設部が設置された。 静岡市常備消防部が設置された。
4. 1	近隣 8ヶ村が合併し、静岡市域の拡張があり、静岡市消防組も 22 部に増大した。
S 7. 4	静岡市常設消防部が設置された。
S 8. 4. 1	宮ヶ崎出張所を移転し、北番町出張所を開所した。（静岡市）
6. 23	駒形通一丁目第 2 部出張所を移転し、森下出張所を開所した。（静岡市）
10. 31	地震のため大谷、高松、小鹿方面に被害。死者 8 人、家屋全半壊 1,649 戸。
S10. 7. 11	静岡市常設消防本部を追手町 39 番地の 1 に開庁した。
8	静岡市弥勒三丁目 22 番地の 4 に、安倍川出張所を開所した。
S11. 10. 15	警防団令発布により清水市消防組と清水市警防団を解散、警防団が結成した。
S14	静岡市消防組は発展的に解消、警防団に改組設置した。
4. 1	静岡大火（全焼 5,170 戸、半焼 99 戸、死者 4 人、負傷者 778 人、被災者 28,152 人）
S15. 1. 15	静岡市音羽町清水公園内に清水出張所を開所した。
10	静岡市用宗に常備消防部用宗分遣所を開所した。
S17. 1	戦争の激化により、用宗分遣所を一時閉鎖した。（静岡市）
S19. 10	空襲により、静岡市内 221 町、焼失 25,239 戸、全半壊 1,483 戸、死者 1,873 人、重傷者 830 人、罹災者 118,746 人を出し、市の大部分が焼土と化した。
S20. 6. 20	消防組織法の公布により、警防団令が廃止された。
S22	警防団を廃止した。（静岡市）
10. 31	静岡市消防団を組織した。
11. 1	消防組織法の公布により、清水市消防組織を改革。警防団を解散し、消防団を発足した。
S23	消防組織法に基づき、消防本部を創設。消防団常備消防部を廃止し、消防署を設置した。（静岡市）
S24. 4. 1	静岡市緑町官有無番地に消防署城東出張所を開所し、消防署清水出張所を廃止した。
5. 24	静岡市大谷 2255 番地の 4 に消防署大谷分遣所を開所した。
5. 29	静岡市曲金三丁目 57 番地に消防署曲金分遣所を開所した。
6. 2	静岡市安西五丁目 114 番地に消防署安西出張所を開所した。
12. 2	消防組織法に基づき、清水市消防本部・消防署が職員 31 人、ポンプ車・タンク車各 1 台をもって誕生した。
S25	昭和 19 年 10 月から閉鎖中の消防署用宗分遣所を再開した。（静岡市）
6. 1	消防署曲金分遣所を増築、出張所に昇格した。（静岡市）
S27. 12	飯田・高部 2 個村合併により、消防団 12 個分団とした。また市庁舎の落成により、市庁舎へ消防本部・署が移転した。（清水市）
S29	静岡市古庄 563 番地の 5 に消防署上土分遣所を開所した。
10. 23	静岡市水道町官有無番地に消防署水道出張所を開所した。
12. 27	安倍郡の 4ヶ村（服織、南藁科、中藁科、美和）の各村が静岡市に合併された。
S30. 6. 1	午後 6 時 50 分頃、静岡市牛妻 3241 番地より出火した火災は、西風にあおられ、焼失面積 10,698 m ² 、焼失棟数 188 棟、山林 2,519 アール、焼失世帯 109 世帯、罹災人員 519 人（死者 1 人）、損害額 169,072,500 円の大火となった。
S32. 2. 28	静岡市馬渕六丁目 78 番地の 3 に第 10 分団と併設の消防署馬渕出張所を開所した。
S33. 2. 18	これに伴い消防署八幡出張所を廃止した。

S33. 11. 1	静岡市新富町五丁目 1 番地に、第 3 分団併設の消防署新富出張所を開所し、消防署安西・安倍川出張所を分遣所として消防体制を強化した。
S36. 11. 1	昭和 33 年に廃止した消防署八幡出張所を分遣所として従前の位置に再開した。(静岡市)
S37 1. 11	清水市有度地区に有度出張所を開所した。 消防本部及び署庁舎を竣工し、開庁した。(静岡市)
S38 9	清水市三保地区に消防署三保出張所を開所した。 消防法の改正により救急業務を開始した。(清水市)
S39 4. 1	清水市興津地区に消防署興津出張所を開所した。 消防法の改正により、救急業務が消防に義務付けられたため、救急車 1 台、隊員 7 人により業務を開始した。(静岡市)
S40 2. 1	消防庁舎落成、消防本部・消防署・団本部が市庁舎より移転した。(清水市) 消防署安倍川分遣所を改築開所した。(静岡市)
S42 2. 8	清水市江尻地区に消防署江尻出張所を開所した。 静岡市駒形通一丁目 2-12 キャバレー「グランドマル」の火災現場において、消防職員 1 名が殉職し、2 月 20 日城内小学校において消防葬を執行した。
S44. 1. 1	安倍郡の 6ヶ村(大河内、梅ヶ島、玉川、井川、清沢、大川)が静岡市と合併した。
S46 6. 26	消防職員待機宿舎[20戸]を建設した。(清水市) 消防署城東出張所を開所した。(静岡市)
8. 1	静岡市中田 1273 番地の 1 に南消防署庁舎が竣工し、開署した。
S47	清水市南消防署を開署した。従前の消防署を清水市中央消防署に改称した。
S49. 1. 19 3. 30 6. 29 7. 7	公務中に病死した消防職員の消防葬を城内小学校において執行した。(静岡市) 静岡市鎌田 54 番地の 3 に中央消防署鎌田出張所を開所した。 南消防署曲金出張所を開所した。(静岡市) 7 月 7 日から 8 日にかけ、台風 8 号及び梅雨前線による集中豪雨のため、静岡市において死者 23 人、負傷者 28 人、被害家屋 22,982 戸、被害総額 39,783,173,000 円、清水市において死者 4 人、被害総額 25,300,000,000 円にのぼる未曾有の水害が発生した。
S50. 3. 29 " " " "	静岡市瀬名 552 番地に中央消防署瀬名出張所を開所した。 静岡市水上 28 番地の 10 に南消防署大谷出張所を開所した。
S54 4. 1 7. 11	清水市東消防署を開署した。従前の清水市中央消防署を清水市中消防署に改称した。 静岡市東消防署を開署した。これに伴い、中央消防署上土出張所を廃止した。 18 時 40 分頃、東名高速道路日本坂トンネル下り線 169.1 キロポスト付近で車両衝突事故により火災が発生。車両 189 台が焼損し、死者 7 人、傷者 2 人、損害額 840,728,000 円の大火災となった。(静岡市)
S55. 8. 16	9 時 30 分頃、静岡市紺屋町ゴールデン地下街において、ガス爆発が発生。消防隊による人命検索、避難誘導その他一連の消防活動中、9 時 56 分に第 2 次爆発が発生し、死者 15 人(消防職員 4 人、団員 1 人、その他 10 人)、重軽傷者 222 人、焼失面積 1,732.49 m ² という大惨事が発生、同日 15 時 30 分に鎮火した。この火災現場において、殉職した消防職員 4 人及び消防団員 1 人の消防葬を 9 月 14 日、静岡市民文化会館において執行した。
S56. 3. 23 4. 1	消防本部、中央消防署庁舎を開庁した。(静岡市) 中央消防署安西出張所を移転、中央消防署山崎出張所を開所した。(静岡市)
S58. 4. 1 "	中央消防署水道出張所を移転、中央消防署平和出張所を開所した。(静岡市) 清水市役所庁舎落成、消防本部が 7 階に移転した。
S60. 2. 1	南消防署馬渕出張所及び同八幡救急隊派遣所を廃止、南消防署稻川出張所を開所した。(静岡市)
S62. 2. 2	中央消防署新富出張所及び安倍川出張所を廃止、中央消防署南田町出張所を開所した。(静岡市)
S63. 3. 10 4. 1 H 3. 4. 1	有度出張所、消防団第 12 分団併設庁舎を開所した。(清水市) 消防音楽隊を隊長以下 40 人で発足した。(静岡市) 消防山岳警備隊を隊長以下 15 人で発足した。(静岡市)

H 3. 6 12	消防音楽隊を発足した。(清水市) 興津出張所を移転、開所した。(清水市)
H 4. 3	中消防署西分署を開署した。(清水市)
H 5. 7. 19	水難救助隊が発足、南消防署用宗出張所に配置した。(静岡市)
H 6. 3 9	消防緊急情報システムを導入した。(清水市) 南消防署三保出張所・消防団第7分団併設庁舎を開所した。(清水市)
H 7. 3. 22	消防総合情報システム指令系を導入した。(静岡市)
H 8. 1. 25	消防総合情報システム支援系を導入した。(静岡市)
H11. 10. 1	南消防署曲金出張所を廃止、南消防署東豊田出張所を開所した。(静岡市)
H14. 4. 1	中消防署を新築移転、江尻出張所と統合し開署した。(清水市)
H15. 4. 1	静岡市、清水市が合併し、新「静岡市」が誕生した。これに伴い、静岡市消防本部が新たに発足した。追手町消防署井川出張所を開所した。
H16. 4. 1	消防本部の機構改革に伴い、救急救助課、査察課を設置した。また、清水支部を廃止、清水分室を開室した。
H17. 4. 1	全国14番目の政令指定都市「静岡市」が誕生。機構改正を行い、市長部局から防災部門を統合し、静岡市消防防災局と名称変更した。
H18. 3. 31 4. 1 11. 1	静岡市と蒲原町が合併した。これに伴い、旧蒲原町における消防業務は庵原地区消防組合に委託した。 消防防災局の機構改正により、救急救助課を救急課とした。 消防総合情報システムを導入した。
H19. 4. 1	消防防災局の機構改正により、調整室を設置した。また、湾岸消防署小島出張所を開所した。
H20. 4. 1 〃 11. 1	静岡市消防航空隊が隊長以下9人で発足した。また、特別高度救助隊が隊長以下15人で発足し、追手町消防署南田町出張所に配置された。 静岡・清水・蒲原の消防団を統一し、静岡市消防団を結成した。 静岡市と由比町が合併した。庵原地区消防組合の解散に伴い、湾岸消防署庵原分署を開署した。
H21. 2. 11 4. 1 4. 30	追手町消防署井川出張所を新築移転した。 消防防災局の機構改正により、警防課清水分室を廃止した。 昭和47年に建築された日本平消防署管理棟の建替えが完了した。
H22. 3. 18 4. 1	日本平消防署車庫棟の建替えが完了した。 静岡市の組織機構改正により「静岡市消防防災局」を「静岡市消防局」に名称変更し、消防本部機能に特化させ、消防部を「消防部」(消防総務課、予防課、査察課)と「警防部」(警防課、救急課、指令課、航空課)に分け、二部制とした。防災部門は市長部局に移管された。
H23. 3. 11	14時46分頃、三陸沖を震源としたマグニチュード9.0の日本国内観測史上最大の地震、「東北地方太平洋沖地震」が発生。緊急消防援助隊静岡県隊として、陸上部隊延べ100隊・445人(22日間)が福島県へ、航空部隊延べ14隊・89人(14日間)が岩手県へ出動した。
H24. 4. 1 H25. 10. 16	千代田消防署しづはた出張所を開所した。 台風26号の影響により、東京都伊豆大島において大規模土砂災害が発生。24時間雨量は824ミリに達し、死者36人、行方不明者3人を出すなど甚大な被害をもたらした。緊急消防援助隊として静岡市消防局から陸上部隊延べ9隊・34人(16日間)が出動し、被災地での救助、捜索活動を行った。
H26. 9. 27	御嶽山噴火災害が発生。死者57人、負傷者59人、行方不明者6人を出すなど甚大な被害をもたらした。緊急消防援助隊として、長野県木曽郡木曽町・王滝村に、静岡市消防局から陸上部隊延べ24隊・97人(延べ20日間)が出動し、被災地において救助・捜索活動を行った。
H27. 11. 24	追手町消防署、石田消防署の名称を葵消防署、駿河消防署にそれぞれ改めた。 消防本部・駿河消防署庁舎の供用開始に伴い、消防本部の位置を静岡市駿河区南八幡町10番30号に改めた。

H28. 3. 28	静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の首長により、消防事務の委託に関する協議書・規約が締結された。
H28. 4. 1	静岡市は、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の消防団及び消防水利を除く消防事務を受託し、3市2町による消防救急の広域化を実現した。 島田消防署、牧之原消防署、吉田消防署を新たに加え、かつ、財産管理課を新たに設置した。これにより、消防局の組織は、1局2部8課9消防署1分署23出張所、職員条例定数が1,039人となった。
H30. 3. 1	湾岸消防署を清水区庵原町に移転し、名称を「港北消防署」と改めて開署した。

静岡市の概況

南に日本最深の駿河湾、北に赤石岳や聖岳など3,000m級の山々が連なる南アルプスを配し、静岡県の中央に位置する、豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれた「静岡市」は、静岡県の県都として、政治、経済、情報、文化などの様々な中枢管理機能が集積した都市です。また、国際貿易と遠洋漁業の基地であり、国際拠点港湾として日本を代表する清水港を擁し、世界的な視野を持つ物流の中心地としての性格も併せ持っています。

平成17年4月1日に全国14番目の政令指定都市に移行し、また、平成18年3月31日には蒲原町と、平成20年11月1日には由比町と合併しました。そして、平成24年4月14日に東西交通の軸となる「新東名高速道路」が開通し、平成30年3月10日には南北交通の軸となる「中部横断自動車道」の一部区間が開通になりました。これら大規模社会資本の充実により、静岡市のさらなる発展が大いに期待されているところです。

こうした中、「第3次静岡市総合計画」に基づき、すべての市民が生き生きと活躍できる環境づくりを行い、世界の人々が憧れ、誰もが住みたくなり、訪れたくなる「世界に輝くオンリーワンの都市」を目指しています。

<u>市政施行</u>	平成15年4月1日
<u>人 口</u>	699,946人
<u>世 带 数</u>	315,971世帯
<u>市域面積</u>	1,411.83km ²
<u>市 の 木</u>	ハナミズキ
<u>市 の 鳥</u>	カワセミ
<u>市 の 花</u>	タチアオイ

※人口及び世帯数は、平成31年4月1日現在の

住民基本台帳及び外国人登録の合計

※平成15年4月1日、旧静岡市と旧清水市が

合併し、新たな静岡市が誕生



市面積、世帯数、人口の推移

(各年4月1日)

	面積 (k m ²)	世 帯 数	人 口
平成27年度	1,411.90	308,204	713,640
平成28年度	1,411.90	309,659	710,192
平成29年度	1,411.90	311,784	707,173
平成30年度	1,411.90	314,077	704,043
平成31年度	1,411.83	315,971	699,946
葵 区	1,073.75	115,170	253,371
駿河区	73.06	97,089	210,082
清水区	265.02	103,712	236,493

(人口及び世帯数は住民基本台帳及び外国人登録の合計)

市 章



市章デザインの原案は、全国から寄せられた6,774件のデザインの中から、市民投票を経て、決定したものです。

このマークは、静岡・清水、そして新「静岡市」の頭文字「S」を発想の基本に、自然と都市機能が見事に調和した豊かな都市イメージを表現しています。

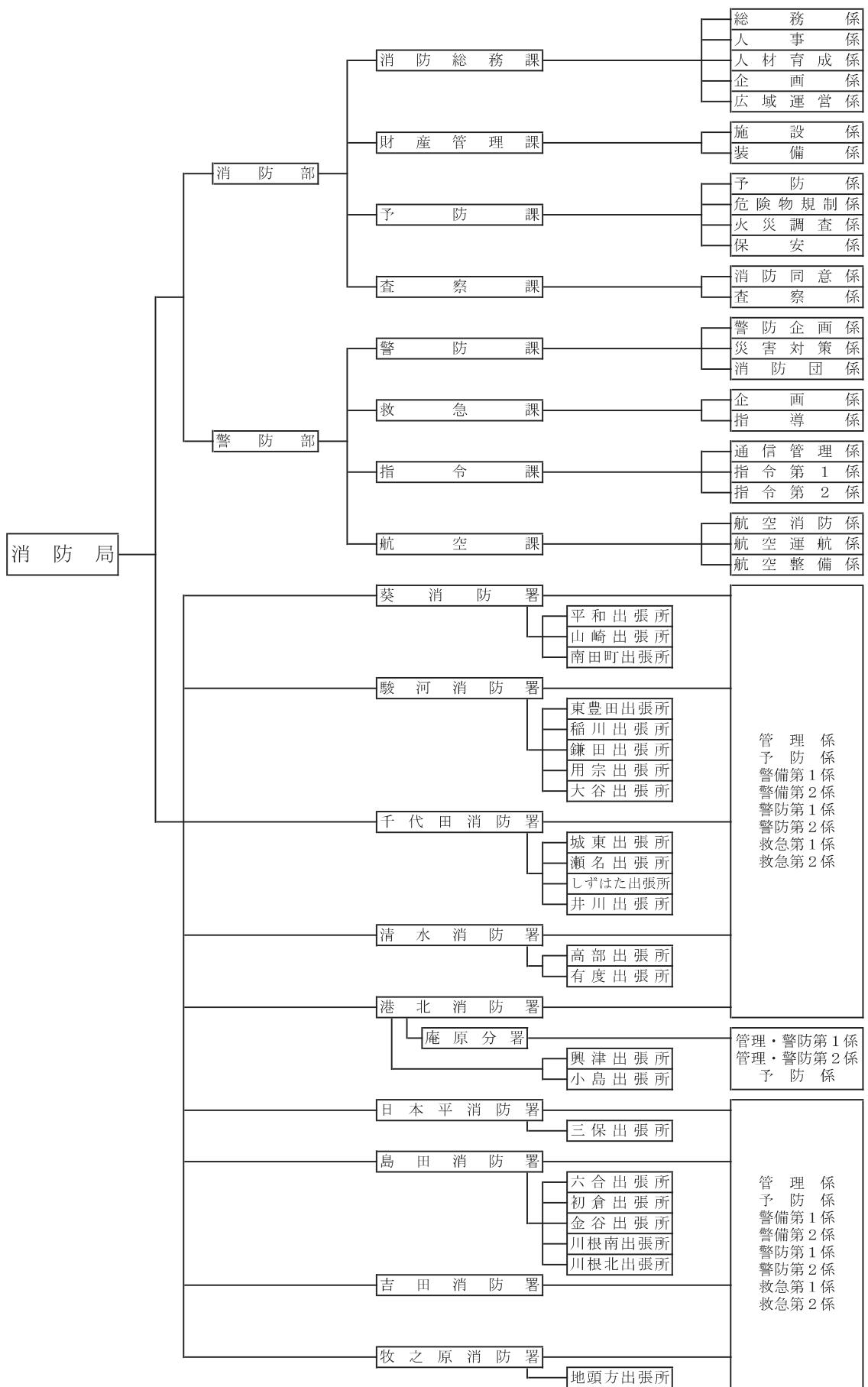
日本のシンボルである富士山と駿河湾の波のシンプルな造形が、活力あふれる未来、交流・連帯を基盤に飛躍する新しい都市、広がる市民の豊かな暮らしを感じさせます。

シンボルカラーの「ブルー」(スマルト)は、清潔感と透明性を表し、空や海のようにどこまでも続く国際性、開放性を表現しています。

消防局組織図

(1局2部8課9署1分署23出張所)

(平成31年4月1日現在)



消 防 厅 舍 状 況

(平成31年4月1日現在)

名 称		所 在 地	建設年月	構 造	敷地面積m ²	延べ面積m ²
消 防 局		駿河区南八幡町10番30号	H27. 3	鉄骨鉄筋コンクリート造 6階建	8,818.64	7,455.59
葵消防署	葵 消 防 署 本 署	葵区追手町6番2号	S56. 3	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階、地上8階建	547.92	3,731.89
	平和出張所	葵区平和一丁目3番58号	S58. 3	鉄筋コンクリート造 2階建	520.60	387.01
	山崎出張所	葵区山崎二丁目3番地の8	S56. 3	鉄筋コンクリート造 2階建	730.59	367.75
	南田町出張所	葵区南田町1番1号	S61. 12	鉄骨造 2階建	561.81	473.45
駿河消防署	駿 河 消 防 署 本 署	消防局庁舎と同一				
	東豊田出張所	駿河区聖一色206番地の3	H11. 9	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建	1,884.74	1,292.15
	稻川出張所	駿河区稻川一丁目5番12号	S59. 12	鉄骨造 2階建	563.53	578.80
	鎌田出張所	駿河区鎌田45番地の4	S49. 3	鉄筋コンクリート造 2階建 車庫倉庫鉄骨平屋建	1,079.53	436.55
	用宗出張所	駿河区用宗二丁目7番5号	S38. 3	鉄筋コンクリート造 2階建	645.67	293.65
	大谷出張所	駿河区水上28番地の10	S50. 3	鉄筋コンクリート造 2階建 車庫倉庫鉄骨平屋建	729.68	319.13
千代田消防署	千代田消防署 本 署	葵区東千代田二丁目1番10号	S54. 3	鉄筋コンクリート造 3階建 3階一部鉄骨造	1,984.03	1,441.45
	城東出張所	葵区城東町55番10号	S46. 6	鉄筋コンクリート造 2階建 車庫倉庫鉄骨平屋建	854.01	414.30
	瀬名出張所	葵区瀬名一丁目19番11号	S50. 3	鉄筋コンクリート造 2階建 車庫倉庫鉄骨平屋建	975.00	321.18
	しづはた出張所	葵区下94番地の1	H24. 3	鉄骨造 2階建	1,000.00	736.06
	井川出張所	葵区井川994番地の1	H20. 12	鉄骨造 2階建	1,202.06	264.46
清水消防署	清 水 消 防 署 本 署	清水区東大曲町6番8号	H14. 3	鉄筋コンクリート 3階建 車庫倉庫鉄骨平屋建	1,792.84	1,540.90
	高部出張所	清水区押切1587番地	H4. 3	鉄骨造 2階建	661.00	383.49
	有度出張所	清水区吉川507番地の1	S63. 3	鉄骨造 3階建	712.25	495.56
港北消防署	港 北 消 防 署 本 署	清水区庵原町592番地の8	H30. 3	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨造 2階建	2,440.09	1,981.94
	庵原分署	清水区由比716番地の1	H10. 4	鉄筋コンクリート造 3階建 3階一部鉄骨造	2,649.58	2,418.00
	興津出張所	清水区八木間町409番地の2	H3. 12	鉄骨造 2階建	654.00	270.14
	小島出張所	清水区小河内3445番地の1	H19. 3	鉄骨造 2階建	801.14	431.64
日本平消防署	日本平消防署 本 署	清水区村松625番地の4	H22. 3	鉄骨造 2階建 車庫倉庫鉄骨平屋建	1,255.00	688.77
	三保出張所	清水区三保3503番地の47	H6. 9	鉄骨造 4階建	359.00	699.28
島田消防署	島 田 消 防 署 本 署	島田市旗指513番地の1	H5. 3	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階	3,658.45	3,505.63
	六合出張所	島田市道悦二丁目29番15号	H13. 11	鉄骨造 2階建	1,009.92	443.27
	初倉出張所	島田市阪本1526番地の4	S55. 3	鉄骨造 2階建	911.80	337.50
	金谷出張所	島田市島863番地の1	H6. 4	鉄筋コンクリート造 2階建	2,304.90	1,247.19
	川根南出張所	島田市川根町身成3481番地の1	H11. 9	鉄骨造 2階建	2,077.73	537.50
吉田消防署	吉 田 消 防 署 本 署	島原郡吉田町住吉1386番地の5	S62. 3	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建	5,572.16	1,728.00
	牧之原消防署 本 署	牧之原市波津191番地1	H25. 4	鉄筋コンクリート造一部 鉄骨造 2階建	14,628.73	2,374.23
航空課	地頭方出張所	牧之原市新庄340番地2	H28. 4	鉄骨造 2階建	1,422.00	426.45
	格 納 庫	葵区諏訪8番地の10 (静岡ヘリポート)	H20. 3	鉄骨造 2階建	300.00	734.98
	燃 料 備 蓄 庫	葵区諏訪8番地の10 (静岡ヘリポート)	H29. 3	鉄骨造 平屋建	302.00	86.10
曲金消防資機材倉庫		駿河区曲金二丁目3番10号	S49. 6	鉄筋コンクリート造 3階建	403.29	510.18
川合消防資機材倉庫		葵区川合691番地	S58. 9	鉄骨造 平屋建	128.00	71.50

消防局・消防署位置図



静岡市消防局管轄区域図





所掌事務

消防部

消防総務課

- (1) 組織及び職務権限に関すること。
- (2) 文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (3) 所管に係る情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (4) 公印に関すること（局専用市長印の管理を含む。）。
- (5) 儀礼及び交際に関すること。
- (6) 消防審議会に関すること。
- (7) 消防職員委員会に関すること。
- (8) 消防音楽隊に関すること。
- (9) 職員の任免、服務、給与、研修、福利厚生等に関すること。
- (10) 職員の配置に関すること。
- (11) 表彰に関すること。
- (12) 公務災害補償等に関すること。
- (13) 消防に係る政策の企画及び総合調整に関すること。
- (14) 条例、規則その他例規の制定及び改廃に関すること。
- (15) 広報及び広聴に関すること。
- (16) 消防長会に関すること。
- (17) 局の予算及び決算に関すること。
- (18) 消防事務の受託に関すること。
- (19) 各消防署との総合調整に関すること。
- (20) 局の危機管理に関すること。
- (21) 局の政策法務の推進に関すること。
- (22) 局及び部の庶務に関すること。

財産管理課

- (1) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (2) 消防施設等（水利施設を除く。）に関すること。
- (3) 物品の購入、修理及び処分に関すること。
- (4) 消防車両及び機器の整備及び管理に関すること。
- (5) 安全運転管理に関すること。
- (6) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。

予防課

- (1) 火災予防に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 火災予防に係る指導及び広報に関すること。
- (3) 防火管理者及び防災管理者の指導育成に関すること。
- (4) 防火協力団体の指導育成に関すること。

- (5) 危険物施設等の規制に関すること。
- (6) 危険物施設等の査察（大規模なもの及び特異なものに限る。）及び違反処理に関すること。
- (7) 危険物流出等の事故原因の調査に関すること。
- (8) 危険物取扱者の指導育成に関すること。
- (9) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に関すること。
- (10) 火災調査等に関すること（大規模なもの及び特異なものに限る。）。
- (11) 火災原因及び火災損害の調査のとりまとめに関すること。
- (12) 火災調査技術の研究及び指導に関すること。
- (13) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関すること。
- (14) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に関すること。
- (15) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和24年法律第149号）に関すること。
- (16) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。

査 察 課

- (1) 査察に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 査察計画及び技術に関すること。
- (3) 違反消防対象物の処理に関すること。
- (4) 防火対象物点検資格者の指導育成に関すること。
- (5) 建築確認の同意に関すること。
- (6) 消防用設備等に関すること（大規模建築物に限る。）。
- (7) 消防設備士の指導育成に関すること。
- (8) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。

警 防 部

警 防 課

- (1) 警防に係る施策（救急に係る事項を除く。）の企画及び調整に関すること。
- (2) 水火災又は地震等の災害に係る施策に関すること。
- (3) 救助業務の計画及び調査に関すること。
- (4) 消防水利及び地理に関すること。
- (5) 機関員の養成及び技能管理に関すること。
- (6) 警防業務（救急を除く。）の安全管理対策に関すること。
- (7) 広域消防相互応援等に関すること。
- (8) 特殊災害に関すること。
- (9) 消防団員の公務災害補償に関すること。
- (10) 静岡県消防協会静岡支部に関すること。
- (11) 消防団に関すること。
- (12) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。
- (13) 部の庶務に関すること。

救 急 課

- (1) 救急に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 救急業務の計画及び調査に関すること。

- (3) 応急手当の指導及び普及啓発に関すること。
- (4) 民間による患者等搬送事業に係る指導に関すること。
- (5) 救急業務の衛生管理及び安全管理に関すること。
- (6) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。

指令課

- (1) 通信指令に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 通信施設等に関すること。
- (3) 消防総合情報システムに関すること。
- (4) 消防通信に関すること。
- (5) 災害発生通報の受付に関すること。
- (6) 出動指令に関すること。
- (7) 火災警報等及び消防情報の収集及び伝達に関すること。
- (8) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。

航空課

- (1) 航空業務計画に関すること。
- (2) 回転翼航空機による消防業務に関すること。
- (3) 回転翼航空機による航空業務に関すること。
- (4) 回転翼航空機による広域応援に関すること。
- (5) 回転翼航空機の運航、整備及び管理に関すること。
- (6) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。

消防署

○ 管理係

- (1) 文書の収受、発送及び保管に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 署員の教養、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (4) 表彰に関すること。
- (5) 庁舎及び備品の管理に関すること。
- (6) 安全運転管理に関すること。
- (7) 署の庶務に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他の係の所管に属しないこと。

○ 予防係

- (1) 火災の予防対策に関すること。
- (2) 消防対象物等の査察に関すること。
- (3) 危険物施設等の査察（大規模なもの及び特異なものを除く。）に関すること。
- (4) 消防用設備等に関すること。
- (5) 防火団体等の指導育成に関すること。
- (6) 煙火の消費に係る許可及び消費場所への立入検査等に関すること。
- (7) 高圧ガスの消費に係る立入検査等に関すること。
- (8) 液化石油ガス設備工事の届出の受付に関すること。

- (9) 液化石油ガス器具等の販売の事業に係る立入検査等に関すること。
- (10) ガス用品の販売の事業に係る立入検査等に関すること。
- (11) 自衛消防組織等の訓練指導に関すること。

○ 警備第1係及び警備第2係

- (1) 火災その他災害の調査に関すること。
- (2) 通信施設等の保守及び管理に関すること。
- (3) 消防の車両及び装備品の点検整備に関すること。
- (4) 安全運転管理に関すること。

○ 警防第1係及び警防第2係

- (1) 水火災等の警防計画に関すること。
- (2) 消防隊の運用及び訓練に関すること。
- (3) 消防水利及び地理に関すること。
- (4) 自主防災組織等の消防訓練指導に関すること。
- (5) 救助に関すること。

○ 救急第1係及び救急第2係

- (1) 救急に関すること。
- (2) 応急手当の普及啓発に関すること。

分 署

○ 管理・警防係

- (1) 分署員の教養、福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (2) 庁舎の管理に関すること。
- (3) 分署の庶務に関すること。
- (4) 消防の車両及び装備品の点検整備に関すること。
- (5) 火災等災害活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の係の所管に属しないこと。

○ 予防係

- (1) 消防対象物等の査察に関する事（消防長の定めるものに限る。）。
- (2) 液化石油ガス器具等の販売の事業に係る立入検査等に関すること。
- (3) ガス用品の販売の事業に係る立入検査等に関すること。
- (4) 火災予防の届出の受付に関する事。
- (5) 自衛消防組織等の訓練指導に関する事。

出張所

- (1) 火災等災害活動に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、管内の消防に関する事。